



経済・府政記者クラブ同時資料配付
京都労働局 発表
令和8年4月28日(火)

担	京都労働局 労働基準部 健康安全課 健康安全課長 宇野 均
当	統括特別司法監督官 山田 英輔 電話 075 - 241 - 3216(ダイヤルイン)

## 令和8年「STOP! 熱中症 クールワーク キャンペーン」の実施について

京都労働局(局長:伊勢 久忠)では、職場における熱中症予防対策の推進を図るため、令和8年5月から9月までの間、令和8年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」(4月は準備期間)として下記のとおり実施します。特に、暑さが本格化する7月を「重点取組期間」として、下記事項の積極的な実施、5月も引き続き暑さ指数(WBGT)の把握と評価、熱中症早期発見のための報告体制整備、重篤化を防止するための措置の実施手順の整備及び関係者への周知等、熱中症予防の取組の継続について呼びかけます。【資料1】

### 記

#### < キャンペーン期間中に確認、実施すべきこと >

##### STEP1 暑さ指数(WBGT)の把握と評価

暑さ指数の把握(測定)については、JISに適合したWBGT指数計を準備し、点検等を行い適正に使用できる状態とすること。

STEP2 把握・評価した暑さ指数に応じて、「キャンペーン期間中(5月～9月)にすべきこと」の徹底【資料1、パンフレット裏面の対策】

#### < 7月の重点取組期間中に実施すべきこと >

- 1 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じて対策を追加
- 2 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 3 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 4 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加、熱中症の早期発見のための報告体制及び重篤化を防止するための措置の実施手順の周知徹底
- 5 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 6 熱中症のおそれがある者を発見したときは、重篤化を防止するための体温低減措置を速やかに講じ、躊躇することなく救急隊を要請

京都府内における令和7年の職場での熱中症による休業4日以上<sup>3</sup>の死傷者数(以下「死傷者数」という。)は、猛暑の影響により23人となり、過去最多であった前年の26人と比べ3人減少しました。過去10年間の死傷者総数、149人(うち、死亡2人)を発生月別に見ると、7月(55人)、8月(59人)の2か月間が全体の8割弱(76.5%)を占めています。【資料2】

また、熱中症の予防について、事業者がその業種・業態に応じて適切な対策を選択できるよう、包括的に熱中症防止対策を講じるための「職場における熱中症防止対策のためのガイドライン」が策定されました。

内容は、以下のとおりです。

### 第1 目的等

熱中症防止のため、熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を示すことにより、事業者がその業種・業態に応じて適切に選択して取り組むよう促すことを通じ、職場における熱中症防止を図ること。

事業者は、以下の第2に基づき熱中症によるリスクを把握・評価した上で、その結果に基づき実施することが適切な対策を第3から選択して実施すること。

### 第2 熱中症リスクの評価

有害性の要因の特定、 湿球黒球温度の値(WBGT値)の把握、  
熱中症リスクの評価・検討

### 第3 熱中症リスクに応じた措置

労働衛生管理体制の確立等、 作業環境管理、 作業管理、 健康管理、  
労働衛生教育、 異常時の措置、 その他(発注者による配慮、労働者と異なる  
場所で就業する個人事業者等に係る措置等) 【資料3】

なお、熱中症発生時の重篤化防止の措置を義務付けるため、労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日から施行されています。【資料4】



(熱中症予防キャラクター  
チューイカン吉)

# 令和8年 STOP! 熱中症

## クールワークキャンペーン

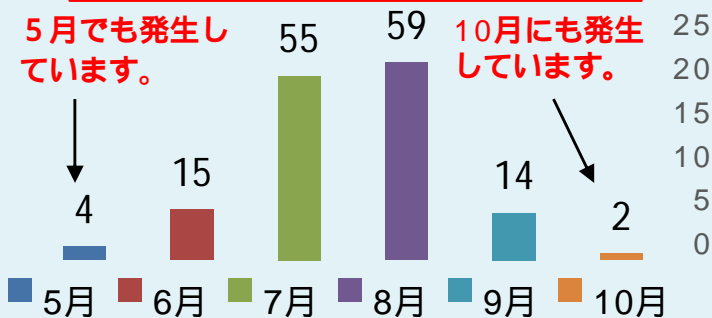
— 熱中症予防対策の徹底を図りましょう —

### 職場における熱中症の発生状況（京都府内、休業4日以上、確定値） ＜平成28年～令和7年＞

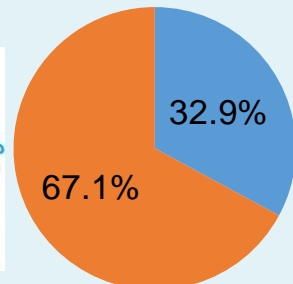
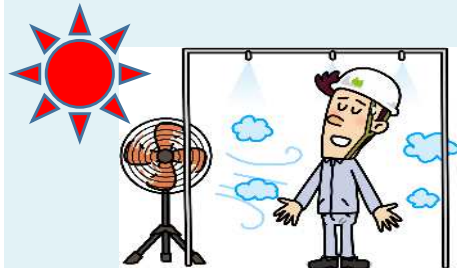
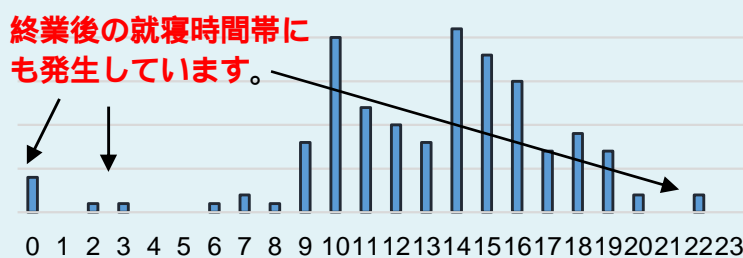
京都府内の、過去10年間に職場で発生した休業4日以上の熱中症による労働災害149件（人）を分析したところ、7月、8月に8割弱が集中しています。

重点取組期間に向けて、職場での熱中症を予防するための取組に努めましょう！

#### 月別発生状況（過去10年）



#### 時間帯別発生状況（過去10年）



■ 屋内  
■ 屋外

およそ3人に1人は  
屋内で発生しています。  
特に食品製造工場、  
配送センター、倉庫内  
で多く発生しています。

### キャンペーン期間（5月から9月）にすべきこと

次ページの記載事項を今すぐに取り組みましょう。

### 重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じて対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加、熱中症の早期発見のための報告体制及び重篤化を防止するための措置の実施手順の周知徹底
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 熱中症のおそれがある者を発見したときは、重篤化を防止するための体温低減措置を速やかに講じ、躊躇することなく救急隊を要請



# キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP  
1

## 暑さ指数の把握と評価

WBGT値、確認ヨシ!



環境省  
熱中症予防  
情報  
サイト



JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握  
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効

STEP  
2

## 把握・評価した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
服装	準備期間に検討した服装を着用
作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 新規入職者や休み明け作業者は別途注意すること
水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる
健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経 関係の疾患、広範囲の皮膚疾患、感冒、下痢
日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症 の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
作業者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等 作業者にお互いの健康状態を留意するよう指導
異常時の措置	予め作成した連絡体制や対応手順の周知徹底 少しでも本人や周りが異変を感じたら、予め作成した連絡 体制や対応手順等に基づき適切に対応 <b>必ず一旦作業から離し、全身を濡らして送風すること等により身体を冷却</b> 症状が回復しない場合は躊躇なく病院へ搬送する (症状に応じて救急隊を要請)

**職場における熱中症  
防止ガイドラインが  
策定されました**



**厚生労働省ホームページ  
STOP!熱中症クールワーク  
キャンペーン**



**熱中症対策強化のため労働安全衛生規則が改正され、  
令和7年6月1日から施行されています。**

職場における熱中症による死亡災害の傾向は、ほとんどが「初期症状の  
放置・対応の遅れ」であったことから、現場において、重篤化の防止、  
死亡に至らせない適切な対策の強化が必要です。

詳細は、厚生労働省ホームページ「**職場における熱中症予防情報**」



## 京都府内の職場における熱中症の発生状況（令和 7 年）

令和 8 年 4 月 28 日  
京都労働局健康安全課

### 1 職場における熱中症（業種別死傷者数）の発生状況

令和 7 年の京都府内における、職場での熱中症による休業 4 日以上の上業務上疾病者数（以下「死傷者数」という。）は、猛暑の影響等により 23 人となり、最も多かった昨年（26 人）よりも減少しました。

なお、熱中症による死亡災害は発生しませんでした。

表 1 業種別発生件数（令和 7 年）（人）

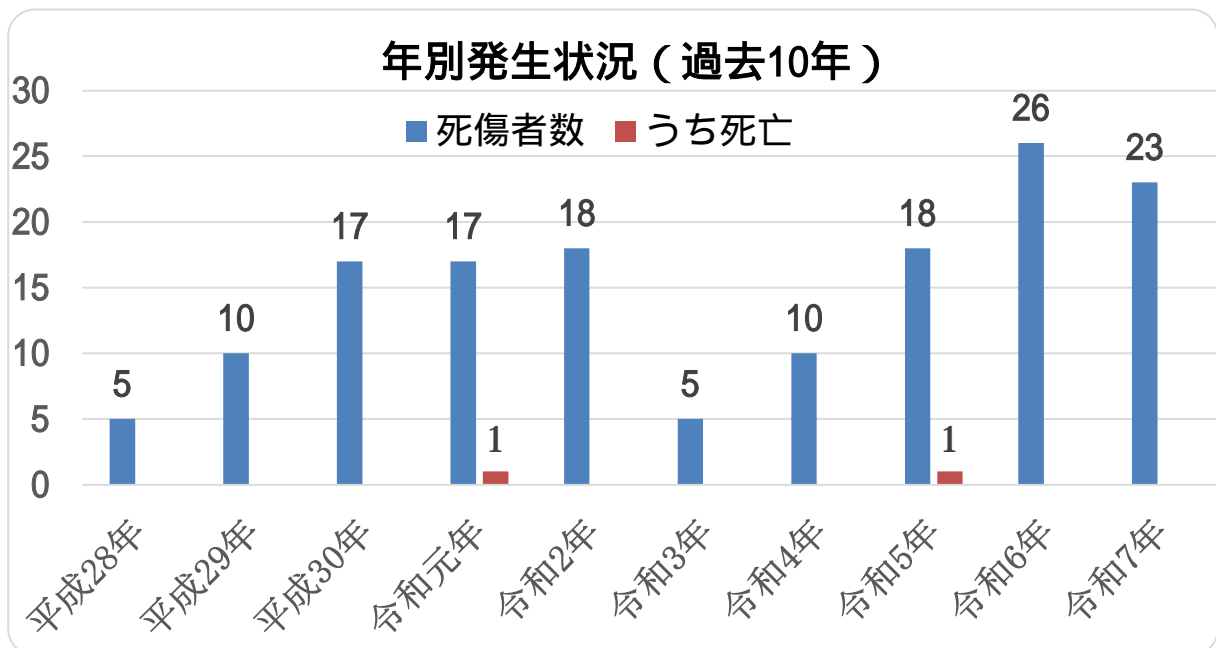
業 種	製造業	建設業	運輸業	警備業	商業	清掃業	その他の業種	計
令和 7 年 死傷者数	5 ( 0 )	4 ( 0 )	5 ( 0 )	2 ( 0 )	2 ( 0 )	2 ( 0 )	3 ( 0 )	23 ( 0 )

( ) 内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数。

### 2 死傷者数の推移（過去 10 年、平成 28 年～令和 7 年）

過去 10 年間の死傷者数 149 人をみると、平成 30 年に 17 人と急増しました。令和元年は横ばいの 17 人（うち、死亡 1 人）、令和 2 年は 18 人に微増し、令和 3 年は冷夏の影響もあり 5 人に減少しました。しかし、令和 5 年は 18 人（うち、死亡 1 人）、令和 6 年は 26 人と過去最も多い人数に急増し、令和 7 年は熱中症重篤化防止のための労働安全衛生規則の改正があったこともあり、減少しています。

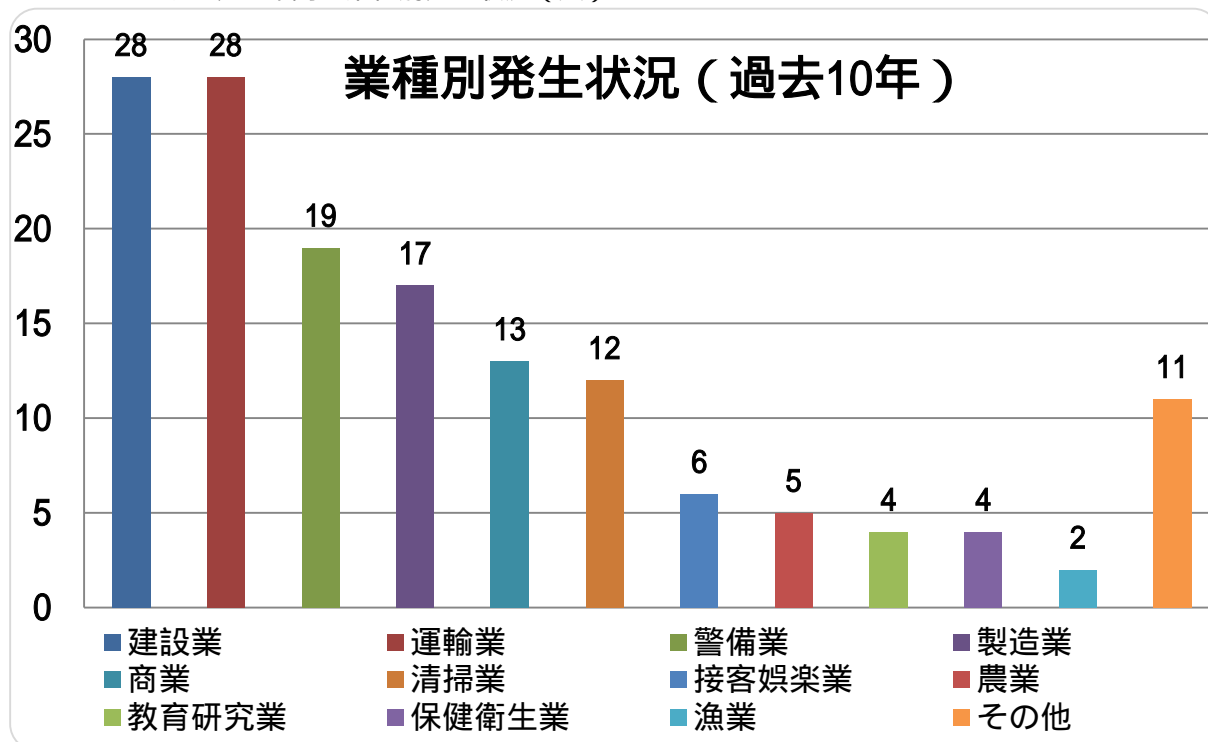
グラフ 1 過去 10 年間の死傷者数の推移（人）



### 3 業種別発生状況（過去10年）

過去10年間の業種別の死傷者数をみると、**建設業及び運輸業（共に28人）**が最も多く、**警備業（19人）、清掃業（17人）**の順となっています。死亡者は、**製造業**で2人発生しています。

グラフ2 過去10年間の業種別発生状況（人）

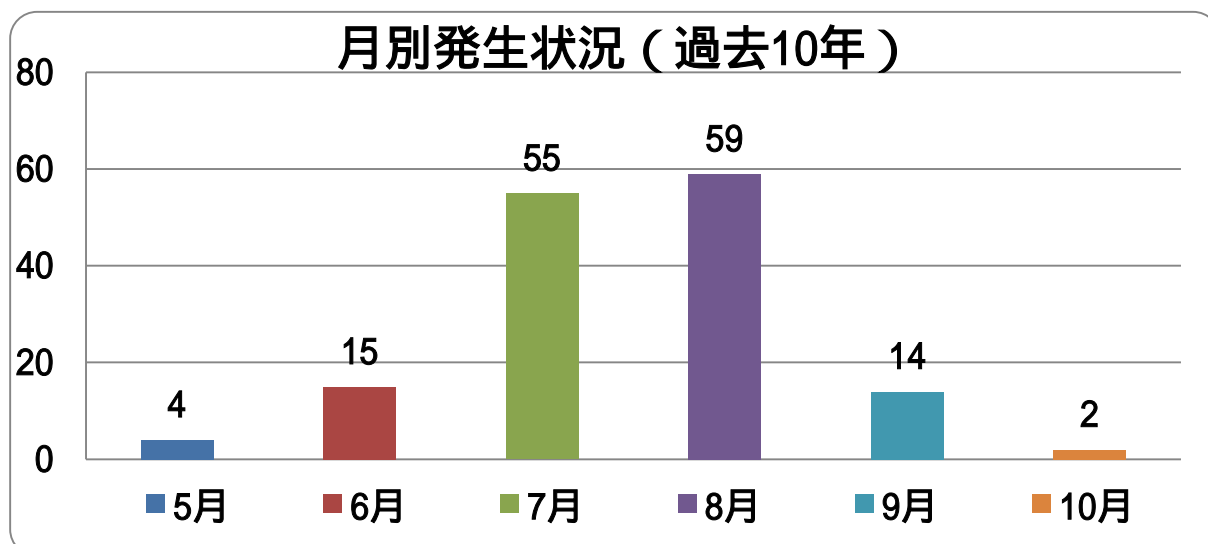


### 4 月・時間帯別発生状況（過去10年）

#### （1）月別発生状況

過去10年間の月別の死傷者数では、**7月及び8月に8割弱（76.5%）**が集中していますが、5月や10月でも発生しています。

グラフ3 過去10年間の月別発生状況（人）

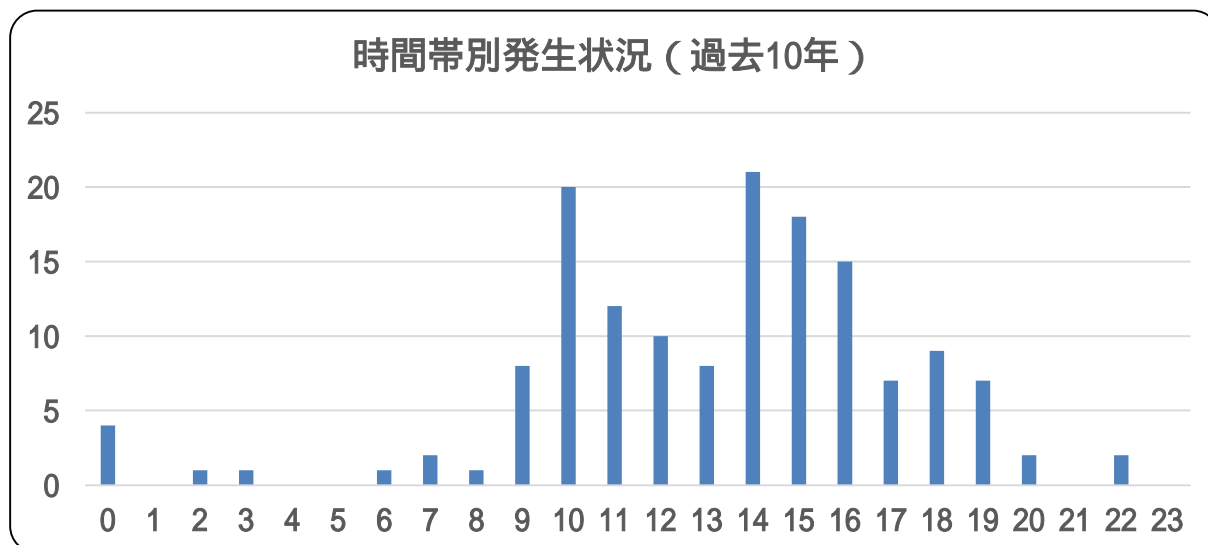


## (2) 時間帯別発生状況 (過去10年)

過去10年間の時間帯別の死傷者数は、10時台、14～16時台に多く発生しています。

また、日中の作業終了後に帰宅してから夜間に体調が悪化して病院に搬送されるケースも認められます。

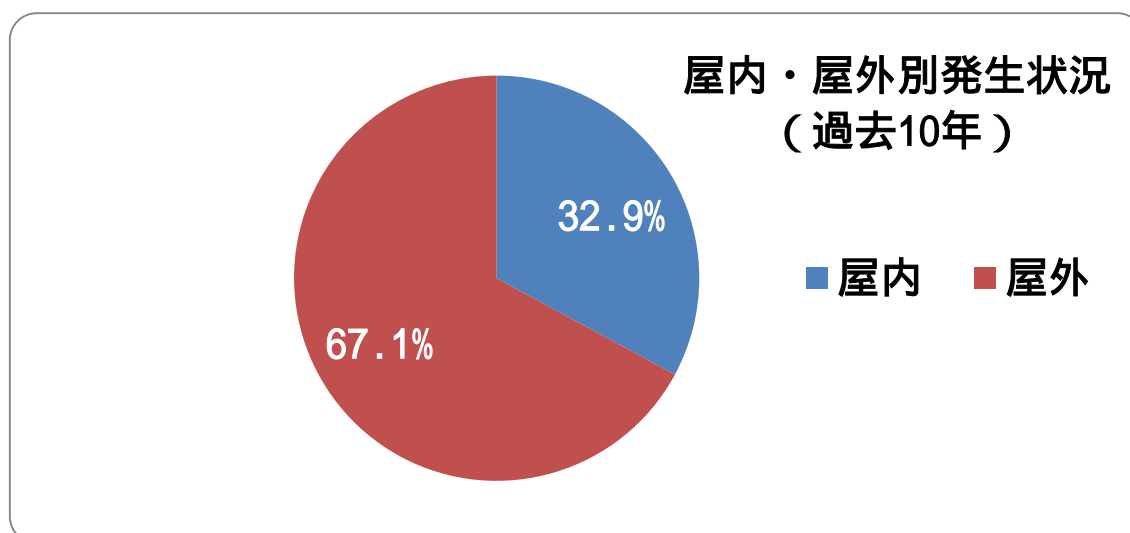
グラフ4 過去10年間の時間帯別発生状況(人)



## (3) 屋内・屋外別発生状況 (過去10年)

過去10年間の死傷者数149人のうち49人(32.9%)、およそ3人に1人は屋内作業で発生しており、熱中症は必ずしも屋外での作業でのみ発症するわけではないことがわかります。

グラフ5 過去10年間の屋内、屋外作業の割合



死傷者数のおよそ3人に1人が屋内作業となっており、死亡災害の2件は屋内1件、屋外1件となっています。

< 参考 >

## W B G T 値と気温、相対湿度との関係

		相対湿度(%)																
		20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100
気温(°C)(乾球温度)	40	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
	39	28	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42	43
	38	28	28	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42
	37	27	28	29	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41
	36	26	27	28	29	29	30	31	32	33	34	34	35	36	37	38	39	39
	35	25	26	27	28	29	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	38	38
	34	25	25	26	27	28	29	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	37
	33	24	25	25	26	27	28	28	29	30	31	32	32	33	34	35	35	36
	32	23	24	25	25	26	27	28	28	29	30	31	31	32	33	34	34	35
	31	22	23	24	24	25	26	27	27	28	29	30	30	31	32	33	33	34
	30	21	22	23	24	24	25	26	27	27	28	29	29	30	31	32	32	33
	29	21	21	22	23	24	24	25	26	26	27	28	29	29	30	31	31	32
	28	20	21	21	22	23	23	24	25	25	26	27	28	28	29	30	30	31
	27	19	20	21	21	22	23	23	24	25	25	26	27	27	28	29	29	30
	26	18	19	20	20	21	22	22	23	24	24	25	26	26	27	28	28	29
	25	18	18	19	20	20	21	22	22	23	23	24	25	25	26	27	27	28
	24	17	18	18	19	19	20	21	21	22	22	23	24	24	25	26	26	27
23	16	17	17	18	19	19	20	20	21	22	22	23	23	24	25	25	26	
22	15	16	17	17	18	18	19	19	20	21	21	22	22	23	24	24	25	
21	15	15	16	16	17	17	18	19	19	20	20	21	21	22	23	23	24	
WBGT値		注 意 25°C未満			警 戒 25°C~28°C			厳重警戒 28°C~31°C			危 険 31°C以上							

(ここで、28°C~31°Cは、28°C以上31°C未満の意味)

(日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針」Ver.1 2008.4 から)

## 熱中症による死亡災害一覧（過去 10 年）

	発生年 時間帯	業種	被災者概要 事業場規模	災害の概要
1	令和元年 17時	製造業 紙加工品製造業	男 40代 100～299人	工場内で製造作業中、熱中症で救急搬送された。 (屋内作業)
2	令和5年 9時	製造業 機械(精密機械を除く)製造業	男 40代 201～500人	出張先の宿泊ホテルから取引先に徒歩で移動中、熱中症となった。 (屋外作業)

### 熱中症とは

高温多湿な環境下において、体内の水分と塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして、発症する障害の総称。めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感、意識障害・痙攣・手足の運動障害、高体温などの症状が現れる。死亡に至ることもある。



# 職場における熱中症防止のためのガイドライン 概要

## 第1 目的等

職場における熱中症防止のために熱中症リスクに応じた具体的な方法を示すことにより、事業者がその業種・業態に応じて適切に選択して取り組むよう促すことを通じて、職場における熱中症防止を図ることを目的とする。  
事業者は、第2に基づき熱中症によるリスクを把握・評価した上で、その結果に基づき実施することが適切な対策を第3から選択して実施。

## 第2 熱中症リスクの評価

### 1 有害性の要因の特定

- 職場において熱中症リスクとなり得る暑熱に関する有害性を特定
  - ・有害性としては、①高温・多湿な作業環境、②連続作業、③通気性や透湿性の低い衣服・保護具、④身体作業負荷の大きい作業 が挙げられる。

### 2 湿球黒球温度の値（WBGT値）の把握

- JIS B 7922等に適合したWBGT指数計で実測

## 第3 熱中症リスクに応じた措置

### 1 労働衛生管理体制の確立等

- ・衛生委員会等を活用し、労働者の理解と協力を得つつ労使で話し合い、その内容を労働者に対して周知することが重要。
- 各種管理者等の選任と役割
  - ・衛生管理者等を中心に熱中症防止対策を検討。
  - ・作業手順・作業計画の策定
  - ・報告体制の整備及び手順等の作成並びに周知

### 2 作業環境管理

- WBGT値の低減
  - ・発熱体との間に遮へい物の設置、簡易な屋根等の設置等。
- 休憩場所の整備等
  - ・休憩の設備はできるだけ限り作業従事者が速やかに利用できる場所に設置することが望ましい。

### 3 作業管理

- 作業時間の短縮等 作業の休止時間や休憩時間の確保。
- 暑熱順化 計画的に暑熱順化期間を設ける。
- プレクーリング 作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑制。
- 水分及び塩分の摂取 水分及び塩分の作業前後の摂取と作業中の定期的な摂取。
- 服装による身体冷却 透湿性・通気性の良い服や身体を冷却する機能を持つ服の着用。
- 作業中の巡視 高温多湿作業場所での作業中は巡視を頻繁に行い、健康状態を確認。
- 業種・作業別の対応例

## 図表等

- 身体作業強度等に応じたWBGT基準値
- 衣類の組合せによりWBGT値に加えるべき着衣補正值（℃-WBGT）
- 熱中症の症状と分類
- 熱中症による健康障害発生時の対応計画
- 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病の特徴等

### 3 熱中症リスクの評価・検討

- 熱中症リスクの評価
  - ・WBGT値に、身体作業強度等の補正を行い、熱中症リスクを見積る。  
WBGT基準値を超える場合はWBGT値の低減等の熱中症予防対策を実施。
- 熱中症リスクの低減のための措置の検討
  - ・作業場所のWBGT値の低減を検討（作業環境管理）。
  - ・事業場の実情を踏まえて作業管理。
  - ・高齢者、熱中症発症リスクに影響を与える疾病や障がいを持つ作業従事者に対しては、作業時間の短縮等を検討。

### 4 健康管理

- 健康診断結果に基づく対応
- 日常の健康管理等
- 作業従事者の健康状態及び暑熱順化の状況等の確認
  - ・作業開始前に、当日の体調に普段と異なる変化がないか、睡眠不足がないかなど、声かけ。

### 5 労働衛生教育

- 簡単な教材でも繰り返し参照することが望ましい。
- 熱中症予防管理者労働衛生教育 ● 職長等向け教育
- 作業従事者向け教育

### 6 異常時の措置

- 熱中症を疑わせる症状が現れた場合は、一旦、作業を離れ、救急処置として涼しい場所で身体を冷やし、水分及び塩分の摂取等を行うこと。

### 7 その他

- 実施時期
- いわゆる「スポットワーク」を利用する労働者について
- 注文者や作業場所管理事業者による配慮
- 労働者と異なる場所で就業する個人事業者等について



令和7年6月1日に  
改正労働安全衛生規則が  
施行されます

# 職場における 熱中症対策の強化について



## 熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

### 職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが  
「初期症状の放置・対応の遅れ」

### 早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない  
(重篤化させない)ための  
適切な対策の実施が必要。**

### 基本的な考え方



### 現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

**1** 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

**2** 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

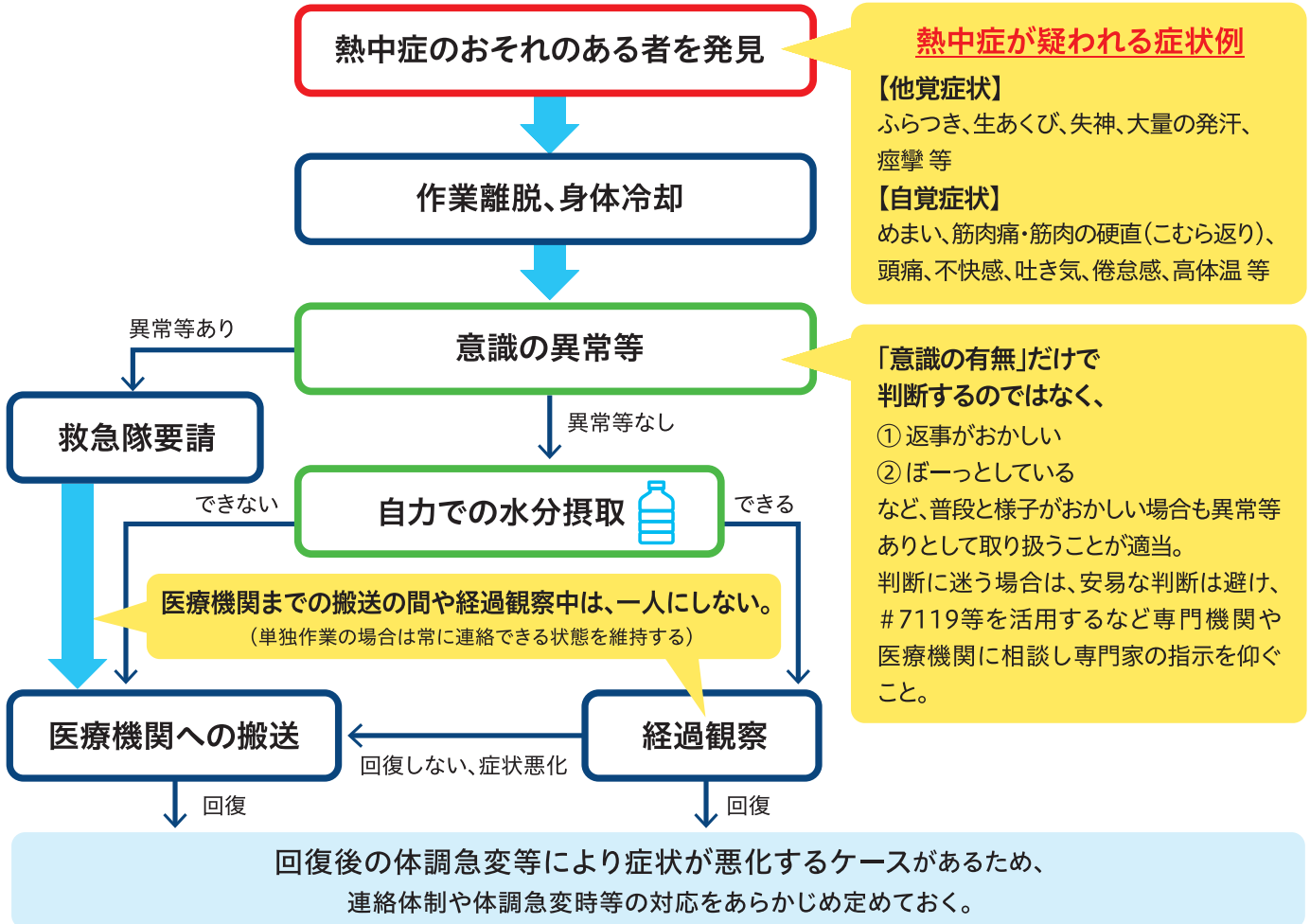
対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で  
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。  
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

## 熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



## 熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

